

東大和市出産・子育て応援事業



東大和市では全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、保健センターの看護職がママ・パパの相談に応じます（伴走型相談支援）

また妊娠届出後に妊婦一人につき5万円分、出産後にお子さん一人につき10万円分の出産・子育て応援ギフトを給付します（経済的支援）

妊娠期

出産

産後

母子健康手帳交付

妊娠届出をされた妊婦さんと直接面談させて頂き、出産まで安心して過ごせるよう相談や支援サービスの紹介をします



出産応援ギフト

5万円分
支給

妊娠8ヶ月アンケート

妊娠8ヶ月頃の妊婦さんにアンケートを郵送します
ご記入いただき、保健センターまで返送してください
ご希望の方は電話、面談などで相談する事もできます

新生児訪問

生後1ヶ月頃をめやすに赤ちゃんの様子やママの心や体の状態をうかがいます
また育児中に利用できる施設やサービスのご案内をします



子育て応援ギフト

10万円分
支給

面談時、妊婦さんご自身に申請書をご記入頂き、出産応援ギフトをお渡しします（※1）

新生児訪問時（※2）に申請書をご記入頂き、訪問員が持ち帰ります
その後、郵送で子育て応援ギフトをお送りします

※1 母子健康手帳交付時に妊婦さんご本人にお越し頂けない場合、妊娠中に後日面談と申請をお願いしています。面談せずにご出産を迎えてしまうと給付できませんのでご注意ください。

※2 保健センターに「出生通知票」をご提出ください。訪問指導員から訪問日程調整の連絡を差し上げます。

	支給内容	申請及び支給対象者	主な支給要件
出産応援ギフト	妊婦さん一人につき 5万円分のギフトカード	妊婦	母子手帳交付時の面談
子育て応援ギフト	お子さん一人につき 10万円分のギフトカード	子の養育者 (基本的にママの申請をお願いしています)	新生児訪問時の面談

* 出産応援ギフトは、死産や流産で妊娠が継続されなかった方も支給対象となります。

* 出生後にお子様がお亡くなりになった方も子育て応援ギフトの支給対象となり、現金給付も可能です。

* 子育てギフトの送付には1~2か月ほどお時間を頂く場合があります。

※よくあるQ&Aを裏面に記載しています。

【問合せ先】

東大和市健康推進課保健係
(東大和市立保健センター)

電話042 (565) 5211

市ホームページ ⇒





Q&A ～よくある質問～



<p>Q1 妊婦本人の体調がすぐれず、家族が妊娠届出を出し母子健康手帳を受け取りました。出産ギフトはもらえますか？</p>	»	<p>A1 妊娠したご本人の面談が必要となりますので、後日体調が回復してから妊娠中に再度お越しいただき、面談と申請書の記入をお願いしています。</p>
<p>Q2 里帰り出産をします。子育て応援ギフトはどこの区市町村から支給されますか？</p>	»	<p>A2 里帰り先ではなく、住民票のある東大和市で子育て応援ギフトを支給します。里帰り先から戻られましたらご相談ください。</p>
<p>Q3 海外から帰国した妊婦は対象になりますか？</p>	»	<p>A3 <u>出産前に</u>日本に帰国してから住民票のある市町村に妊娠届出を提出し、面談を受けた場合は支給の対象となります。</p>
<p>Q4 市外に住民票がありますが、DV被害などを理由に東大和市に避難している場合はどうすればいいですか？</p>	»	<p>A4 やむを得ない理由がある場合はご相談ください。面談を実施した上で支給します。</p>
<p>Q5 出産・子育て応援ギフトとはどのようなものですか？</p>	»	<p>A5 ポイント交換制のギフトカードです。専用のWEBサイトからご希望の育児用品・子育て支援サービス等の申込みをしてご利用いただけます。</p>
<p>Q6 出産・子育て応援ギフトに使用期限はありますか？</p>	»	<p>A6 初回登録期限は令和7年9月30日です。また初回登録（お名前や住所の登録など）が済んでから6ヶ月が利用期限となりますので期限内にお申込みください。詳しい案内や問合せ先は各応援ギフトにも同封されています。</p>